

適格請求書（インボイス）交付申請方法

ご申請により杉並区地域課で管理している集会施設*ご利用分の「適格請求書（インボイス）」を交付いたします。
既に発行している領収書と合わせて申告にご利用ください。

申請方法は3種類あります(詳細は裏面を参照してください)

- 1 **当日申請**：施設使用料を支払いと合わせて申請する方法
- 2 **遡及申請**：過去に施設を使用・支払いした分を後日 窓口で申請する方法
- 3 **郵送申請**：過去に施設を使用・支払いした分を郵送で申請する方法

◆申請できる方

◇課税事業者（申請書に税務署から付与された事業者登録番号（T+13桁）を記入してください）

◆申請できる窓口（当日・遡及申請の場合）・・・郵送申請の場合は裏面をご覧ください

◇地域区民センター（井草、西荻、荻窪、阿佐谷、高円寺、高井戸、永福和泉）

◇区民集会所（四宮、八成、西荻南、梅里、和田、高円寺北、上高井戸、下高井戸）

◇区民会館（久我山、浜田山、方南）

◇コミュニティふらっと（阿佐谷、東原、成田、馬橋、永福、予定：方南、本天沼）

※使用した施設の窓口で申請してください。使用した施設が複数ある場合はそのいずれかの施設で申請してください。

※杉並区役所、区民事務所会議室では申請できません。区民事務所会議室（荻窪、高円寺中央、桜上水北）使用分についてはお近くの「申請できる窓口」で申請してください。

◆申請できる日時（当日・遡及申請の場合）：窓口の開館時間内

◆申請できる期間：令和5年10月1日以降に施設使用料の支払いをされた分

◆申請の際必要となるもの： 裏面をご覧ください

◆手数料：無料

◆問い合わせ先：杉並区役所区民生活部地域課 電話 03-3312-2111（代表）

申請の際必要となるもの		当日申請	ソキユウ 遡及申請	郵送申請
①申請書 ～使用施設窓口・杉並区公式ホームページで入手可～ (集会施設の施設使用料に係る適格請求書(インボイス)交付・再交付申請書)		○	○	○
申請書にご記入いただく主な情報	事業者名・所在地・代表者(肩書)			
	インボイス事業者登録番号(Tから始まる13桁の番号)			
	さざんかねっと利用者番号・利用者名			
	施設利用日・施設名・部屋名 (さざんかねっと利用者番号と暗証番号がわかればスマホやタッチパネル式利用者端末で調べられます)			
②その他必要書類 及び 方法		○	○	○ (写し可)
さざんかねっと利用者登録カード(集会施設)を提示				
さざんかねっとに利用者登録した代表者本人が身分証明書を提示				
窓口で発行された使用確認書兼領収書の写し(ご自身で用意したもの)を提出				
窓口申請の際、タッチパネル式利用者端末にさざんかねっと利用者番号と暗証番号を入力し施設利用日・施設名・部屋名を表示				
※郵送交付希望の場合は返信用封筒 (申請者の〒・所在地・事業所名・担当者名を記載し、84円切手を貼ったもの)				○

1 当日申請の際の注意事項

- ◆当日、当該施設で支払った分のみのインボイスを交付します。
- ◆申請から交付までに15～30分程度お時間を頂戴します。
- ◆過去に支払った分は当日交付できませんので、遡及申請または郵送申請で請求してください。

2 遡及申請の際の注意事項 ソキユウ ～過去に施設使用料を支払った分のインボイスの交付～

- ◆申請から交付までに2週間程度お時間を頂戴します。用意ができ次第担当者の連絡先にご連絡します。申請した窓口でお受け取りください。
- ※窓口で申請し、郵送で受け取ることも可能です。その場合、返信用封筒を用意してください。

3 郵送申請の際の注意事項 ～過去に施設使用料を支払った分のインボイスの交付～

- ◆申請から交付までに2週間程度お時間を頂戴します。
- ◆次の①②③を同封の上 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1丁目15番1号
杉並区 地域課 地域施設係 へ郵送してください。
- ①申請書(杉並区公式ホームページより申請書を印刷し必要事項を記載)
杉並区トップページ > 申請書サービス > 施設利用・物品貸出・広報掲載 > 施設利用
- ②さざんかねっと利用者登録カードの写し または 代表者の身分証明書 または 使用確認書兼領収書の写し
- ③返信用封筒(申請者の〒・所在地・事業所名・担当者名を記載し、84円切手を貼ったもの)